

町田市景観色彩ガイドライン

町田市景観計画における
色彩の景観形成基準



目次

01 ガイドラインの位置づけと使用方法	1
02 町田市が目指す色彩景観	2
03 マンセル表色系	3
04 町田市の色彩景観の現状と課題	4
05 色彩景観の基礎知識と配慮事項	5
06 町田市の色彩景観の形成にあたって	6
07 景観形成ゾーンの色彩基準	
07-1 丘陵地ゾーン	7
07-2 住まい共生ゾーン	9
07-3 にぎわいゾーン	11
07-4 にぎわいゾーン 特に規模の大きい建築物等	13
08 景観形成誘導地区の色彩基準	
08-1 小野路宿通り景観形成誘導地区	15
08-2 町田駅前通り景観形成誘導地区	17
08-3 多摩境通り景観形成誘導地区	19
09 屋外広告物の色彩の考え方	21
10 公共施設の色彩の考え方	22
事前相談・届出（通知）の流れ	

01 ガイドラインの位置づけと使用方法

Color Scape Guidelines for Machida City

ガイドラインの位置づけ

町田市では、市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成を推進し、もって生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちの実現に資することを目的に2009年6月に「町田市景観条例」を制定しました。また、よりよい景観づくりをすすめていくために、景観法及び町田市景観条例に基づき、町田市の景観づくりの方針を明確にし、誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による独自の取り組みを推進する計画として2009年12月に「町田市景観計画」を策定しました。

このガイドラインは、「町田市景観計画」に示した景観形成基準のうち、色彩に関する基準を詳しく解説したものです。色彩景観の現況調査に基づき、市の景観を整えるための色彩の基本的な考え方を示すとともに、地域特性や規模等に応じた、建築物や工作物等（以下「建築物等」）の望ましい色彩や避けるべき色彩などを具体的に示し、景観法や町田市景観条例に基づく届出の基準として、また、市民や事業者のみなさんが建築物等の色彩を検討する際にその指針としてご活用いただくことを目的に策定したものです。今後、市民提案等による「景観形成誘導地区」の追加指定により、内容の充実を図っていきます。

ガイドラインの使用方法

建築物等の新築・新設、塗り替えなどを計画された場合は、ご自身が計画されている建築物等の立地を確認し、該当するページをご覧下さい。色彩景観の基本的な考え方から、個々の建物の色彩選定の参考となる内容まで、幅広く紹介しています。

このガイドラインでは、主に建築物等の外観の大半を占める「基本色」について定量的な基準を示していますが、その他小面積で用いる色彩にも十分な配慮が必要です。

- 強調色：外観の印象を強調する目的で基本色に準じた面積で用いる色彩です。基本色よりもやや鮮やかな色彩や暗い色彩を用いることができますが、外壁（外観）各面の1/5以下に収め、基本色との調和を図ることが必要です。
- アクセント色：外観のワンポイントとして、ごく小さな面積で用いる色彩です。色彩については定量的な基準を定めておらず、自由な色彩選択が可能ですが、外壁（外観）各面の1/20以下に収め、基本色や強調色との調和を図ることが必要です。

町田市が目指す色彩景観

02

Color Scape Guidelines for Machida City



鶴見川源流の泉と周辺の谷戸山



落ち着いた色彩が周囲の自然にとけ込んだ三輪緑山住宅地



歴史的な板塀と豊かな庭木の緑が残る小野路宿通り



地域の色彩のあり方を共有する景観色彩ワークショップ

自然の彩りが映える色彩

町田市には里山や農地など、多くの人の手によって維持されてきた豊かな緑が残されています。自然の起伏とそこに残された緑、源流から都市河川へと様々な様相を見せる水辺の景観も町田市の資産です。

こうした自然を背景に立地する建築物等は、自然の彩りを生かし、その中に上手く溶け込むような落ち着いた色彩を基本とします。また、商業地や住宅地などでは、建築物等の彩りを考慮するだけでなく、緑を積極的に採り入れ、自然から都市へつながる緑のネットワークによって、うるおいのある景観を形成することが大切です。

町田市では、市民共有の資産である自然の彩りを生かし、うるおいや季節感のある色彩景観の形成を目指します。

やすらぎや誇りを感じる色彩

都心近郊の住宅都市として成長を重ねてきた町田市には、地区毎に個性をもつ多様な住宅地が整備されています。

一方、町田市は鉄道や幹線道路などの結節点もあり、周辺都市の商業拠点としての顔も持ち合わせています。

住宅地では、従来から継承されてきた暖かく落ち着いた色彩を基本とし、やすらぎのある色彩景観の形成を目指します。

駅周辺の商業地や幹線道路沿道では、活気やにぎわいを創出するとともに、にぎわいの中にもゆとりやうるおいの感じられる色彩景観の形成を目指します。

町田市では、地域特性に応じた色使いによってメリハリをもたせながら、全体としてやすらぎや誇りが感じられる色彩景観の形成を目指します。

ともに考え整える色彩

色彩はその効果を眼で見て確認できるだれもが取り組みやすい景観要素だといえます。

こうした色彩の特性をふまえ、多くの市民が連携し、住宅や商店など身近な色彩のあり方を考えることが大切です。

また、景観の基盤となる公共施設の整備にあたっては、地域特性をふまえた十分な色彩検討が必要であり、民間事業と公共事業の調整も不可欠です。

町田市では、景観法や景観計画に位置づけられた届出対象の規制・誘導ばかりでなく、商店や住宅、公共公益施設など、身近な景観要素の色彩を、市民や事業者、行政がそれぞれの立場を尊重しながらともに考え、相互調整によって整えていく、協働・共有の色彩景観の形成を目指します。

03 マンセル表色系…色彩を正確に表す色彩のものさし

Color Scape Guidelines for Machida City

マンセル表色系

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、ガイドラインでは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相(いろあい)」、「明度(あかるさ)」、「彩度(あざやかさ)」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

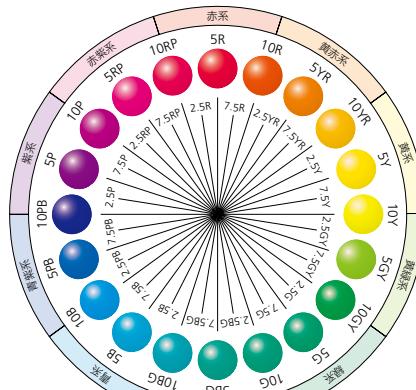
●色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

●明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明い色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

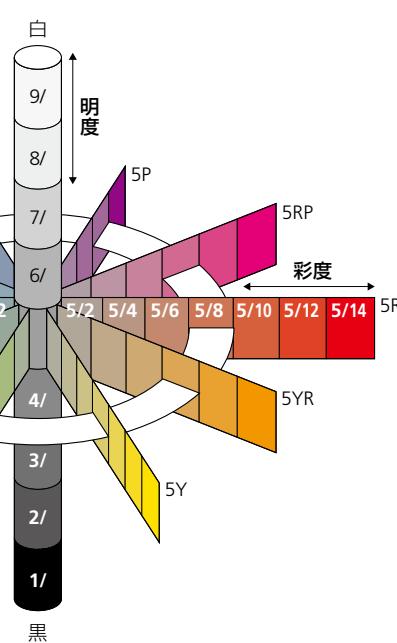
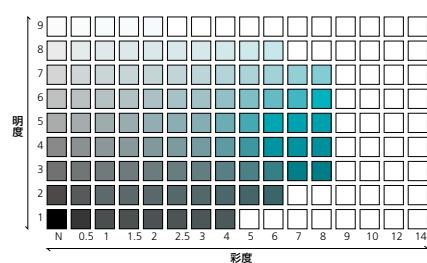
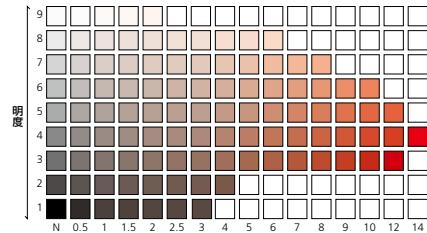
●彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

●マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

例えば、市の木であるケヤキの葉は、夏の盛期で10GY3/6程度、秋の紅葉時で10R4/8程度の色彩です。



色相（マンセル色相環）



マンセル表色系のしくみ



町田市の色彩景観の現状と課題

04

Color Scape Guidelines for Machida City

暖かく落ち着いたまち並みの色彩がつくる品格のある景観

市内建築物等の現況調査の結果、約82%の建築物が外壁基本色に暖かみを感じさせるYR(黄赤)系やY(黄)系などの暖色系色相を用いていました。

また、派手さを抑え落ち着いた色彩が大多数を占めており、約90%の建築物が彩度4以下の中間色を基調とし、植物の緑の葉よりも鮮やかで目立つ彩度6を超える色彩を基調としているものは約2%に過ぎないことも把握できました。

町田市の色彩景観は、暖かく落ち着いた雰囲気の色彩が基調となっており、こうした色彩が豊かな自然と調和し、品格のある景観を創り出しています。本ガイドラインによる色彩基準は、このような各地区的色彩調査結果をふまえて策定しています。

まちをとりまく豊かな緑がつくるやすらぎのある景観

町田市では市街地をとりまくように豊かな自然が残されています。里山や農地、社寺林、庭木など、多くの人の手で維持保存されてきた自然は、落ち着いた色彩の建築物等と相まって、ふるさととしてのやすらぎや誇りを育む要素となっています。

町田市の景観形成基準ではこうした点に着目し、すべての地域で建築物等の基本色が植物のみどり以上に目立つことがないように調整を図り、自然と人工物が調和した景観が育まれるよう考慮しています。

自然の色彩は四季折々に変化しますが、建築物等の色彩は永い時間変化することはありません。建築物等の色彩をより落ち着いた色調でまとめることにより、生きた自然の存在感や四季の豊かさが一層鮮やかに感じられるようになります。

住まい手の思いが感じられる風格のある住宅地景観

近郊の住宅都市として成長してきた町田市には、多様な住宅地の景観が見られます。

住まい手の思いや周辺との協調が感じられる美しい住宅地も多く、これら身近なまち並みの保全にあたっては、住民自らが率先して取り組むことも大切です。

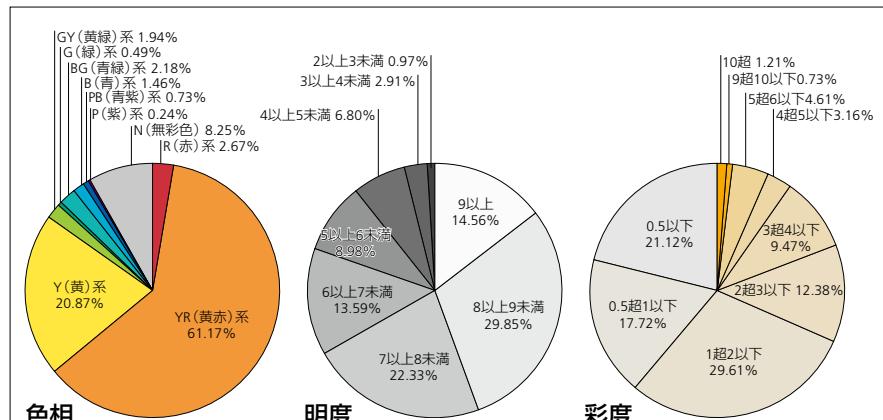
市では、景観づくり市民活動の支援や市民提案による景観形成誘導地区の指定制度などを設けており、まちの色彩景観をより洗練されたものとし、住まい手の愛着を育んでいくためにこうした制度を積極的に活用していくことも考えられます。

品格ややすらぎを阻害する色彩の適切な誘導

JR横浜線や小田急線の各駅周辺、町田街道などの幹線道路沿道などを中心に、少数ですが周囲から突出するような派手な色彩を用いた建築物が立地しています。

これらの中には、企業のイメージカラーをそのまま外壁や屋根などの色に用い、派手な広告物と相まって、落ち着きのない景観を創り出しているものも見られます。

町田市の景観形成にあたっては、こうした色彩を適切に誘導し、市の景観に底流する品格ややすらぎが実感できるよう調整を図ることが大切です。



色彩調査の結果（抜粋：建築物の外壁基本色の色相、明度、彩度）円グラフ



市内随所に見られる様々なスケールのみどり（上：尾根緑道、下：相原）



落ち着いた色彩で構成されている風格のある住宅地（三輪緑山）



派手な印象の建築物等（他市事例）

05 色彩景観の基礎知識と配慮事項

Color Scape Guidelines for Machida City

個々の建築物等の色彩を考える前に周囲のまち並みを確かめる

景観の中で目立たせるもの・周囲のまち並みになじませるもの

景観は多様な要素によって構成されています。建築物等のデザインを進めていくと、どうしても目立たせたいという思いが生まれてきますが、景観の中には、美しく際だたせるべき要素と、周辺に融和させるべき要素があるものです。

信号や標識は目立たないと社会生活に支障をきたします。また、花や緑は小さくとも暮らしにうるおいを与えてくれる大切な要素で、まちの景観を美しく整えるためには是非とも目立たせたい色彩といえます。一方、建築物等の色彩は、規模が大きく同じ場所にあり続けるもので、大地のように周囲に馴染み景観のベースとなる落ち着いた色彩を基本とすることが大切です。

周囲のまち並みや地域が継承してきた風景との色彩調和を考えて

建築物等の屋根や外壁の色彩は、他人の意図で選ばれた色彩との相互調整が必要となります。個々の主張をぶつけ合うのではなく、相互の意図を確認・調整する場と機会を設け、関係者が協力して美しいまち並みを育んでいくことが大切です。

色彩の相互調整を行う際に重要なのが色彩調和の考え方です。まち並みの色彩に連続性や共通性をもたせるためには、色彩の三属性である色相や明度、彩度のいずれかをそろえる方法などが考えられます。現況調査の結果を踏まえると、色相はYRやYなどの暖色系、彩度は0～4程度までの落ち着いた色調でそろえることが基本といえ、こうした中から地域と調和する色彩を選定していくことが大切です。

個々の建築物等の規模や形態を踏まえ美しい色彩・配色を考える

建築物等に良く用いられる色彩を基本に

現況調査からも明らかかなように、市内の建築物等の色彩は暖色系色相の低彩度色が基本になっています。

色彩に対する期待が過剰になると、普通とは違う目新しく奇抜な外観をつくろうという発想が生まれがちですが、多くの建築物等に用いられるごく普通の色彩は美しさや機能性、経済性などの観点から、長い時間をかけて洗練されてきた色彩であり、合理的な色彩計画の基本色といえます。

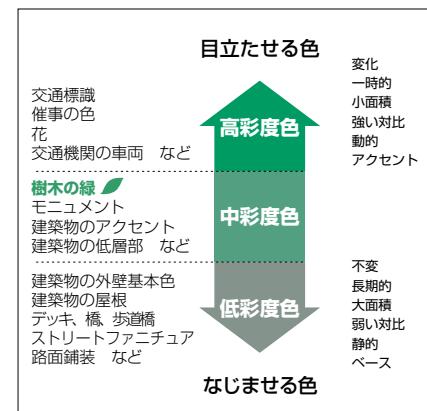
建築物等の色彩計画は、暖色系の中・低彩度色を中心に考え、配色を発展させていくことが基本といえます。

建築物等の規模や形態、材料などを考えて

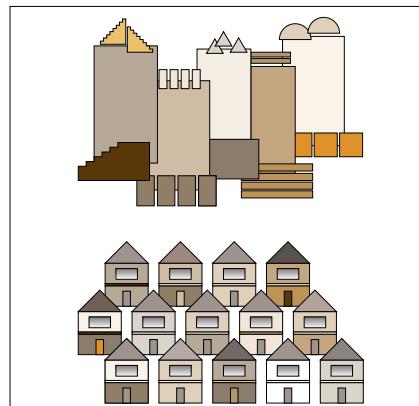
同じ配色でも建築物等の規模や使用部位によってその印象は大きく異なります。

色彩には面積効果があり、色面が大きくなると派手な色や暗い色はその特徴がより顕著に表れます。このため、大規模建築物においては、景観シミュレーションを実施したり大型の色見本を用意するなど、より慎重な色彩選定が求められます。

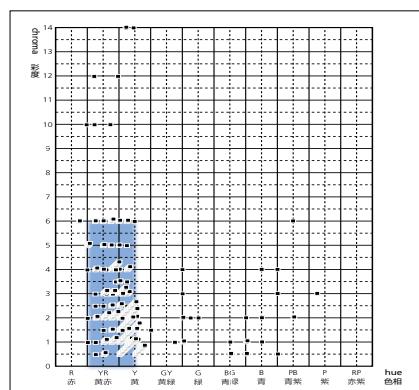
また、全体を単色で仕上げるのではなく、建築物等の形態・部位に応じて色彩を使い分けるなど、きめの細かい配色計画を行うと、威圧感を軽減し変化のある外観をつくり出すことができます。色彩は表面のお化粧ではなく、建物の機能を的確に表したり、建物の印象をより美しく整える役割を担っています。



景観の中で目立たせる色と周囲になじませる色の例



建築物の色彩を暖色系色相でそろえた例



建築物の外壁基本色の色彩調査から

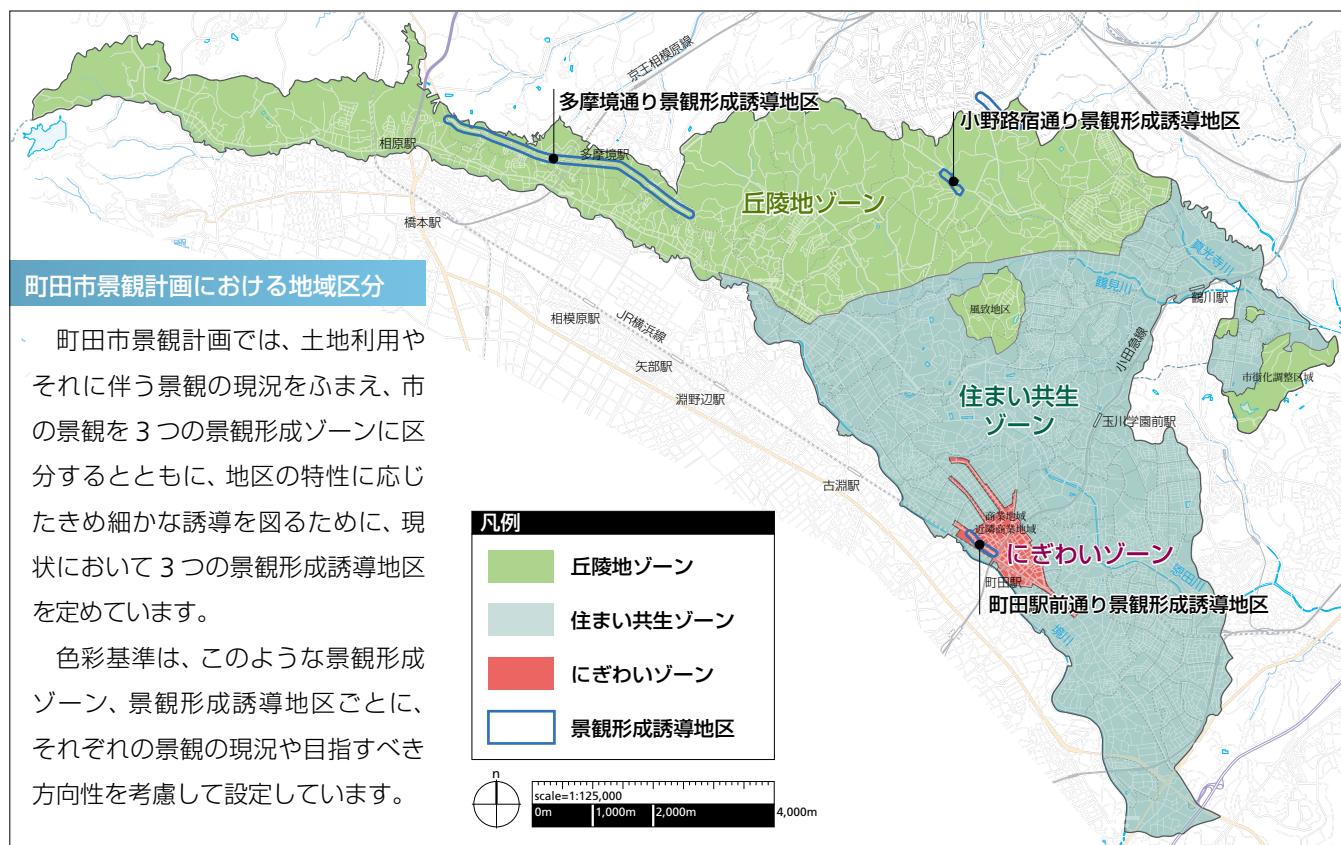


規模や形態をふまえて色分けをした業務ビルの例

町田市の色彩景観の形成にあたって

06

Color Scape Guidelines for Machida City



町田市景観計画における地域区分

町田市景観計画では、土地利用やそれに伴う景観の現況をふまえ、市の景観を3つの景観形成ゾーンに区分するとともに、地区の特性に応じたきめ細かな誘導を図るために、現状において3つの景観形成誘導地区を定めています。

色彩基準は、このような景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとに、それぞれの景観の現況や目指すべき方向性を考慮して設定しています。



色彩基準の適用部位・面積の考え方

色彩基準は、主に、建築物等の外観のうち、大きな面積を占める基本色に適用されるものです。

一方、外観の強調やアクセントとして用いる色彩も景観に大きな影響を与える場合があります。まち並みとの調和や基本色との調和、面積や位置のバランスなどを充分に考慮して用いるよう検討して下さい。



色彩基準の適用部位・面積の考え方(イメージ)

色彩基準の部位名称とその要件

部位名称	面積・要件
外壁 基本色	外壁各面の4/5以上は、基本色の基準に適合した色彩を用いてください。
強調色	外壁に表情をつける場合など、外壁各面の1/5以下の範囲で、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。
屋根色	勾配屋根の場合は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください。
アクセント色	外壁のアクセントとして、視覚的、心理的に情報性を持った色彩を用いる場合は、外壁各面の1/20以下の範囲で用いることができます。色彩の使用可能範囲は定めていません。

色彩基準の適用除外の考え方

以下の建築物等の色彩は、本ガイドラインの適用除外として、制限範囲外の色彩も用いることができるものとします。

- 工作物の色彩については、建築物の外壁基本色の基準と同様にします。ただし他の法令で使用する色彩が定められているもの、トラス構造物等で壁面と認識できないものについてはこの限りではありません。
- 建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分の色彩についてはこの基準を適用しないことができます。
- 市民と馴染みが深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会等の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

07-1 景観形成ゾーンの色彩基準…丘陵地ゾーン

Color Scape Guidelines for Machida City

色彩景観の基本的な考え方

丘陵地の緑が映える自然な印象の色彩景観の形成

丘陵地ゾーンでは、景観の骨格となっている豊かなみどりが映える景観を形成するために、派手な色彩や極端に明るい色彩を避け、植物の葉のみどりよりも穏やかな色彩を基本とし、自然な印象のある暖色系の中・低彩度色に誘導します。

特に樹林地を背景とする建築物等は、穏やかな色彩を用いるばかりでなく、形態や色彩の分節化を行い、周囲の自然にじむ外観を形成することが大切です。



色彩基準に適合した色彩の例

(上段：マンセル記号、下段：日本塗料工業会標準色見本帳番号)

建築物の外壁							
5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y8.0/1.5 [22-80C]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	N8.0 [N-80]
5.0YR7.5/1.0 [15-75B]	7.5YR7.0/4.0 [17-70H]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	N7.5 [N-75]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR6.5/0.5 [19-65A]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0Y7.0/1.5 [25-70C]	N7.0 [N-70]
5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5.0Y6.0/2.0 [25-60D]	N6.5 [N-65]
5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]	5.0Y5.0/2.0 [25-50D]	N6.0 [N-60]

建築物の屋根							
10R2.0/2.0 [09-20D]	5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	N4.0 [N-40]
10R2.0/1.0 [09-20B]	5.0YR2.0/1.0 [15-20B]	7.5YR3.0/3.0 [17-30F]	10YR3.0/0.5 [19-30A]	10YR2.0/1.0 [19-20B]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]	5.0PB3.0/2.0 [25-30D]	N3.0 [N-30]

コラム Column

大きな色見本で



大規模な建築物の色彩は大きな色見本で

色彩が与える印象は面積の大小によって大きく変わるもので、一般的には面積が大きくなると、その特徴が強調されるとと言われておらず、鮮やかな色はより派手に、暗い色はより重く感じられるものです。

規模の大きい建築物等の色彩は、身の回りの衣服や印刷物と異なり、非常に大きな面として現れるものです。また、その変更は容易ではありません。

このため、アクセサリー感覚で色彩を選択すると、頭で思い描いていた以上に強い表現となり、周辺から突出してしまいかねません。

建築物等の色彩を選ぶ際は、このような色彩の面積効果を念頭に、できるだけ大きな色見本を用意したり、完成後の様子を想像して鮮やかさや暗さを一段抑えるなどの慎重な検討が必要です。

町田市景観計画による色彩の基準

景観計画による届出対象行為と規模

【建築物の建築等】

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

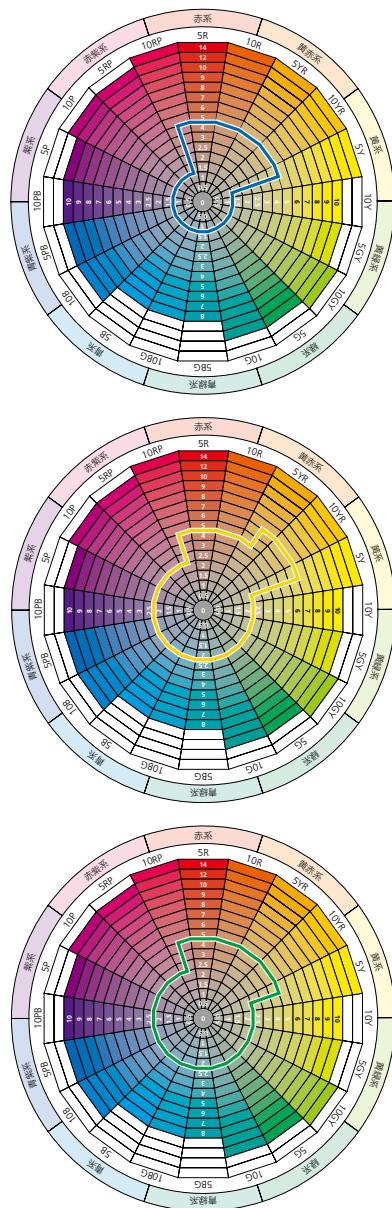
- ・高さ $\geq 10m$
- ・集合住宅で戸数が9戸以上のもの
- ・延べ面積 $\geq 1,000 m^2$

【工作物の建設等】

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

- ・高さ $\geq 10m$ など

色相ごとの彩度許容範囲



凡例

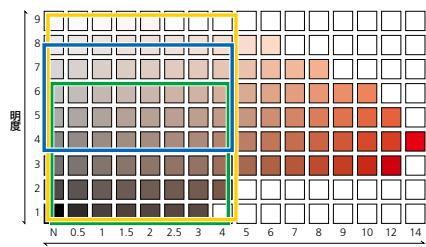
外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)

強調色の使用可能範囲
(外壁各面の1/5以下で使用可能)

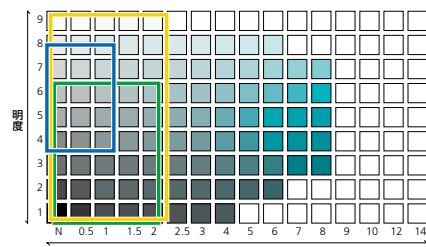
屋根色の使用可能範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR～4.9YR	4以上8.5未満	4以下
	5.0YR～5.0Y		1以下
	その他		
強調色	OR～4.9YR		4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色(勾配屋根)	OR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

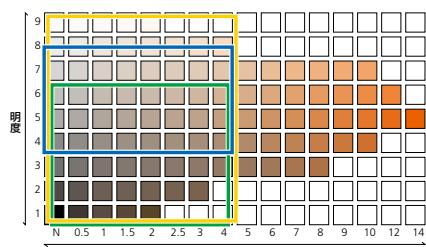
R(赤)系の色相



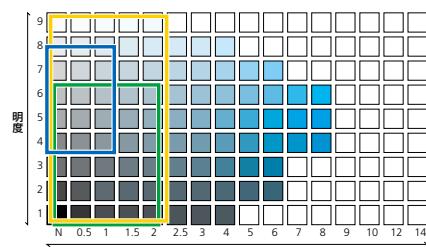
BG(青緑)系の色相



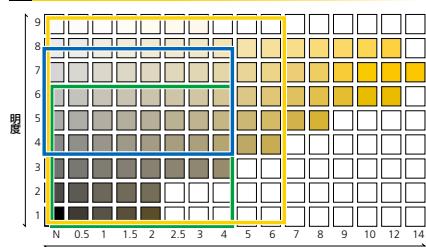
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



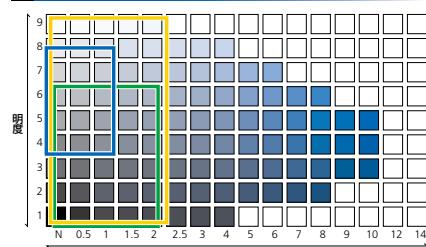
B(青)系の色相



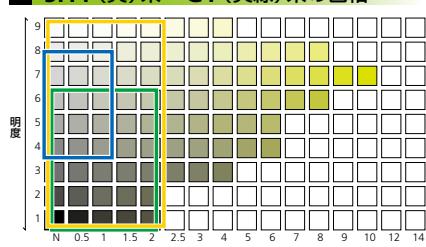
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



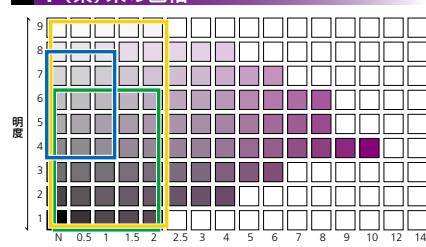
PB(青紫)系の色相



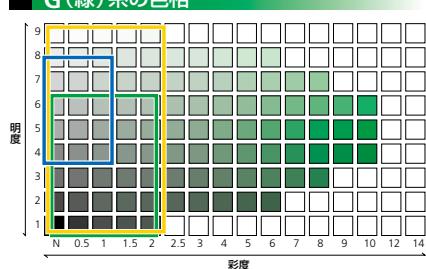
5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



07-2 景観形成ゾーンの色彩基準…住まい共生ゾーン

Color Scape Guidelines for Machida City

色彩景観の基本的な考え方

暖かく落ち着いた雰囲気のある色彩景観の形成

住まい共生ゾーンでは、住宅地や身近な商業地の景観にふさわしい暖かさや落ち着きが感じられる景観を形成するため、派手な色彩や冷たい印象の色彩を避け、暖かく落ち着いた雰囲気のある暖色系の中・低彩度色に誘導します。

低層部など人の目に触れやすい場所では、素材等を考慮し豊かな質感を持つ材料の使用や、植栽の充実など、住まい手の愛着を深めるような色使いも大切です。



色彩基準に適合した色彩の例

(上段：マンセル記号、下段：日本塗料工業会標準色見本帳番号)

建築物の外壁							
5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	N9.0 [N-90]
5.0YR7.5/1.0 [15-75B]	7.5YR7.0/4.0 [17-70H]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	N8.0 [N-80]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0Y7.0/1.5 [25-70C]	N7.5 [N-75]
5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.5/0.5 [19-65A]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5.0Y6.0/2.0 [25-60D]	N7.0 [N-70]
5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]	5.0Y5.0/2.0 [25-50D]	N6.0 [N-60]

建築物の屋根							
10R2.0/2.0 [09-20D]	5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	N4.0 [N-40]
10R2.0/1.0 [09-20B]	5.0YR2.0/1.0 [15-20B]	7.5YR3.0/3.0 [17-30F]	10YR3.0/0.5 [19-30A]	10YR2.0/1.0 [19-20B]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]	5.0PB3.0/2.0 [25-30D]	N3.0 [N-30]

光と色彩1

コラム
Column

…色の反射と派手な色彩



グレーの自動車や樹木まで黄色に染まる

私たちが感じているまち並みの色彩は、太陽から照射された光が植物や建築物などに反射して現れる物体色の集まりです。例えば、緑色の木の葉は、太陽光のうち緑の波長域を選択的に反射しているため、緑色と知覚されるのです。

一方、赤や黄色、紫などの鮮やかな色彩を建築物等の外壁に大きな面積で用いると、外壁に反射して生まれる色づいた光が周辺のまち並みにも影響を与えます。派手な色彩の外壁に隣接する窓からは、外壁と同じ強い色調の光が差し込むことになり、周辺の人たちは好むと好まざるとに関わらず、この色光の中で暮らさなければならなくなります。

住宅の色彩を選ぶのは楽しいことですが、その色彩が周辺に与える影響を十分に考慮し、派手な色彩はできるだけ避けることが大切です。

町田市景観計画による色彩の基準

景観計画による届出対象行為と規模

【建築物の建築等】

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

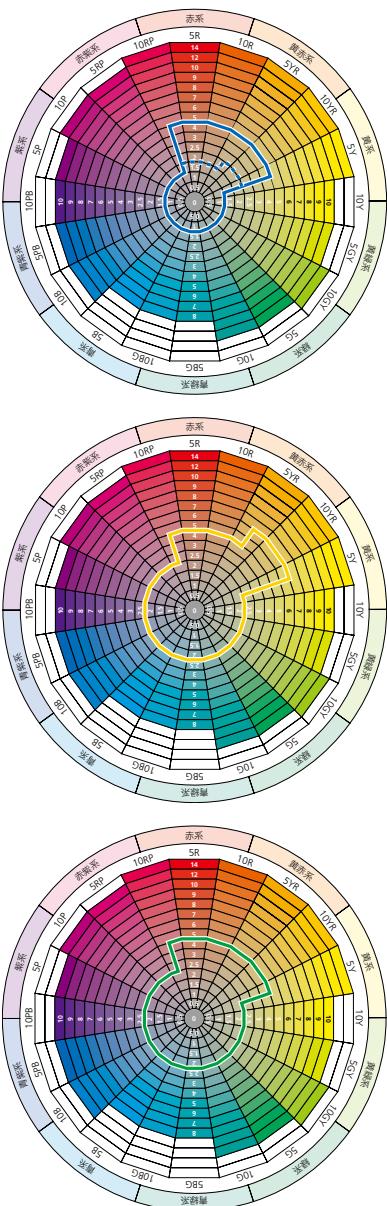
- ・高さ $\geq 10m$
- ・集合住宅で戸数が9戸以上のもの
- ・延べ面積 $\geq 1,000 m^2$

【工作物の建設等】

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

- ・高さ $\geq 10m$ など

■ 色相ごとの彩度許容範囲



凡例

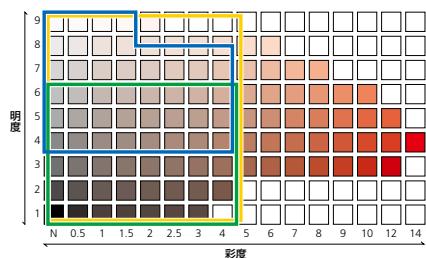
外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)

強調色の使用可能範囲
(外壁各面の1/5以下で使用可能)

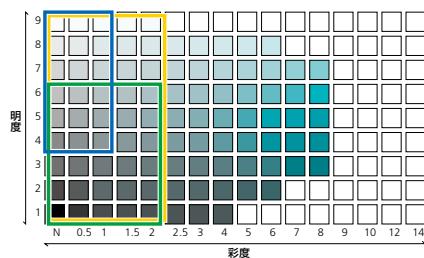
屋根色の使用可能範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 2以下
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	1以下
強調色	OR~4.9YR	—	4以下
	5.0YR~5.0Y	—	6以下
	その他	—	2以下
屋根色(勾配屋根)	OR~5.0Y	—	4以下
	その他	6以下	2以下

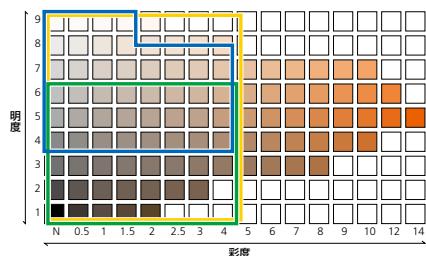
R(赤)系の色相



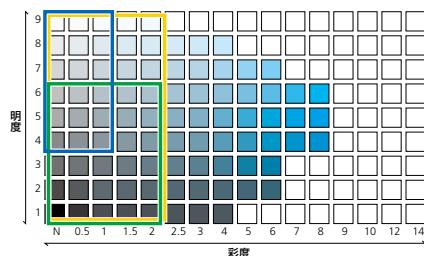
BG(青緑)系の色相



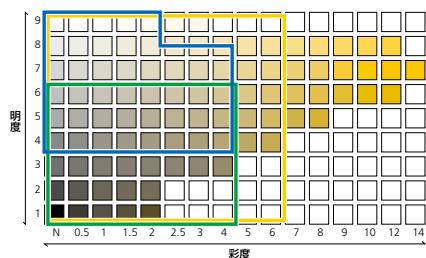
0YR~4.9YR(黄赤)系の色相



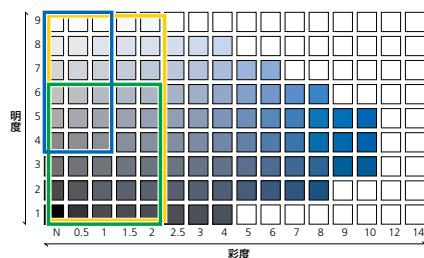
B(青)系の色相



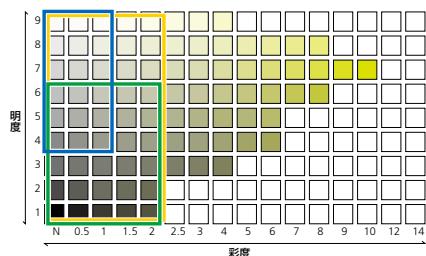
5YR(黄赤)~5Y(黄)系の色相



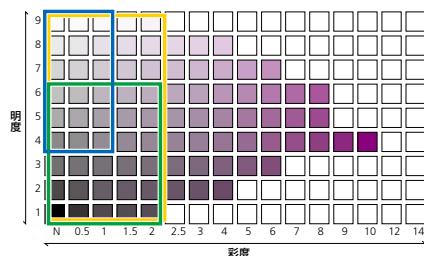
PB(青紫)系の色相



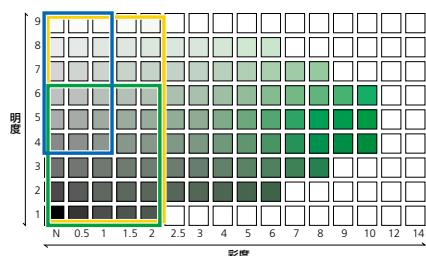
5.1Y(黄)系~GY(黄緑)系の色相



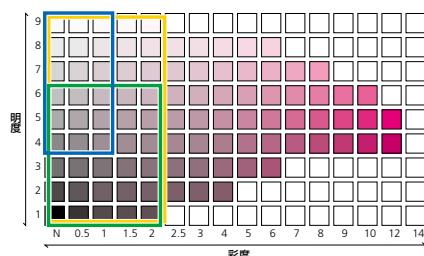
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



07-3 景観形成ゾーンの色彩基準…にぎわいゾーン

Color Scape Guidelines for Machida City

色彩景観の基本的な考え方

にぎわいの中にもゆとりやうるおいが感じられる色彩景観の形成

にぎわいゾーンでは、商都としてのにぎわいの中にもゆとりやうるおいが感じられる景観を形成するため、周囲から突出する派手な色彩を避け、適度なメリハリが表現できる中・低彩度色に誘導します。

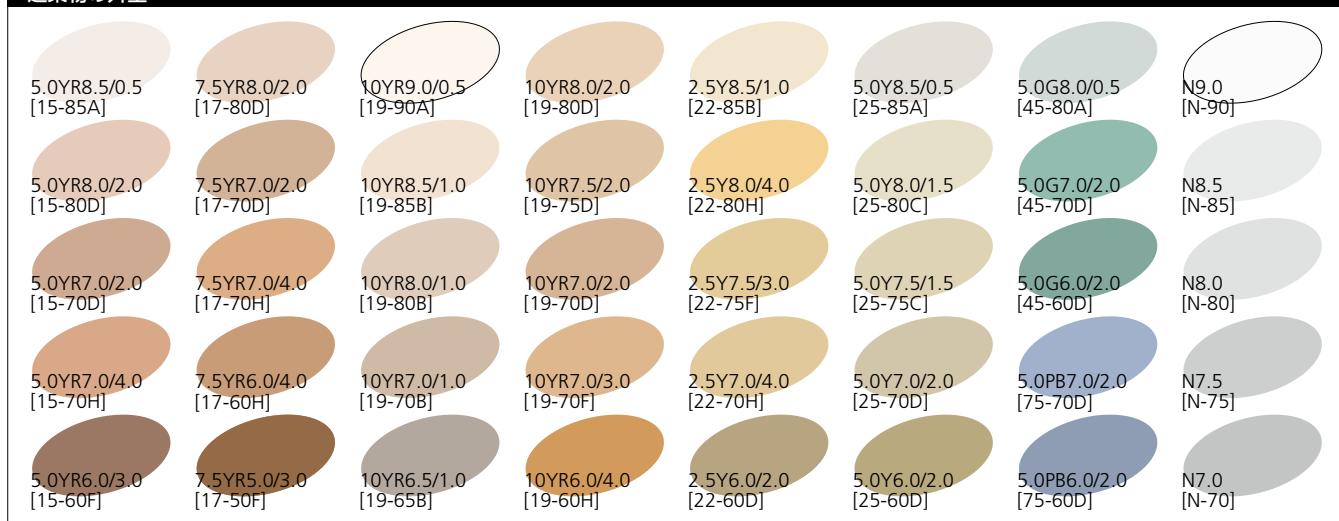
外観を特徴づける強調色などは、まちのにぎわいを創出するため主に低層部で用い、広告物は色彩とともに位置や表示内容、表現方法を工夫することが大切です。



色彩基準に適合した色彩の例

(上段：マンセル記号、下段：日本塗料工業会標準色見本帳番号)

建築物の外壁



建築物の屋根



光と色彩2

コラム Column

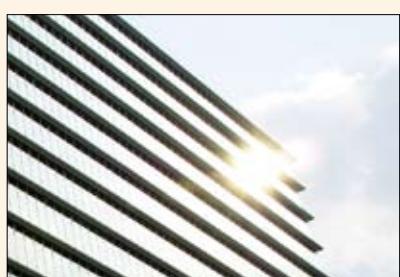
…ガラスやソーラーパネル

建築物等の外装材の中には、鏡面仕上げの金属板やミラーガラスなど、太陽光を強く反射する性質を持つものが見られます。また、省エネルギー指向の高まりとともに、急速に普及した太陽光発電装置にも同様の性質が見られます。

反射性の強い建材は、斬新な印象を創り出すのに適していますが、こうした建材から発せられる強い反射光は、近隣ばかりでなく遠くの景観にも影響をおよぼす場合があります。

特に、西日の反射や色づいたネオンサインなどの反射はとてもまぶしく、見る人に不快感を与えることも少なくありません。

建築物等の外装を計画する際には、色彩ばかりでなく、周囲に不快なまぶしさを与えないよう反射光にも考慮し、周辺を思いやることが大切です。



西日を強く反射するミラーガラス

町田市景観計画による色彩の基準

景観計画による届出対象行為と規模

【建築物の建築等】

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

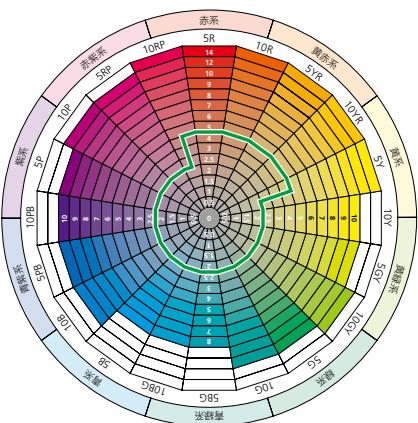
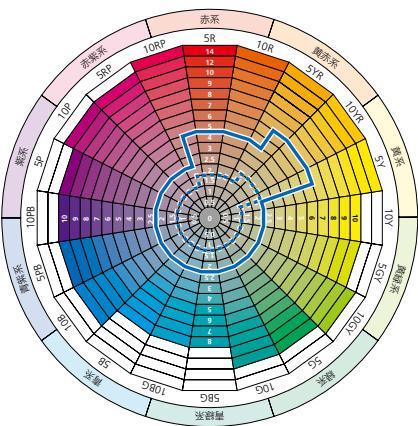
- ・高さ $\geq 10m$
- ・集合住宅で戸数が9戸以上のもの
- ・延べ面積 $\geq 1,000 m^2$

【工作物の建設等】

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

- ・高さ $\geq 10m$ など

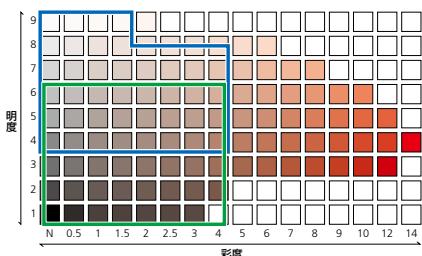
色相ごとの彩度許容範囲



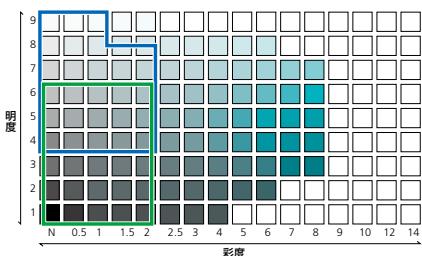
基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下
		8.5以上の場合	2以下
屋根色（勾配屋根）	0R～5.0Y	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
その他	6以下	4以下	
		2以下	

*強調色については、マンセル値による基準を設定していませんが、まち並みのにぎわいを創出するために主に低層部で用い、その表現が過剰にならないよう配慮して下さい。

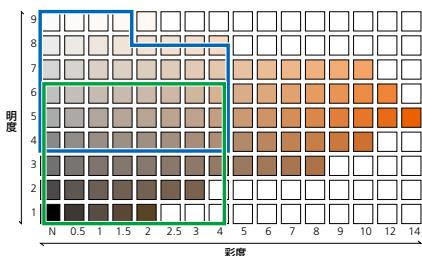
R(赤)系の色相



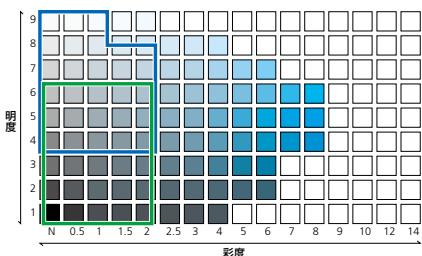
BG(青緑)系の色相



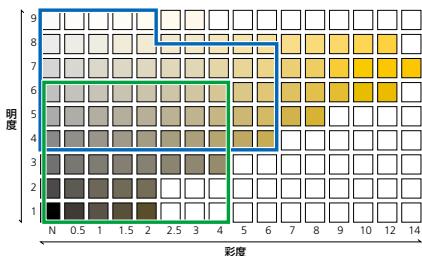
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



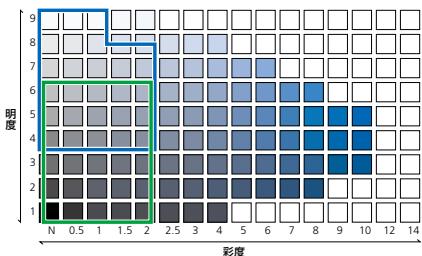
B(青)系の色相



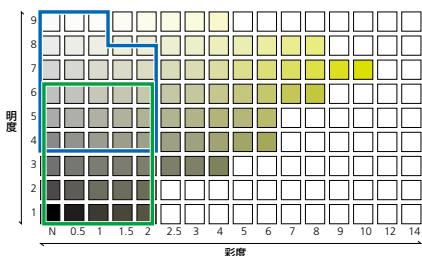
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



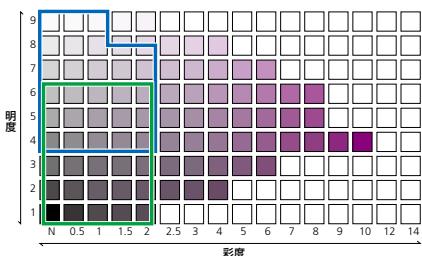
PB(青紫)系の色相



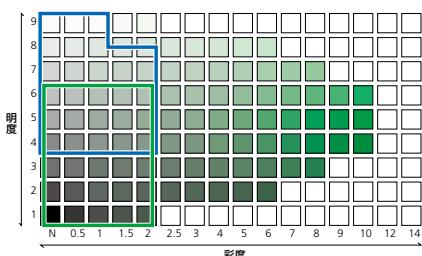
5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



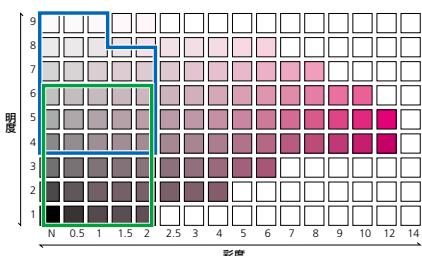
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)
- 屋根色の使用可能範囲

色彩景観の基本的な考え方

周辺のまち並みと調和する広域的な色彩景観の形成

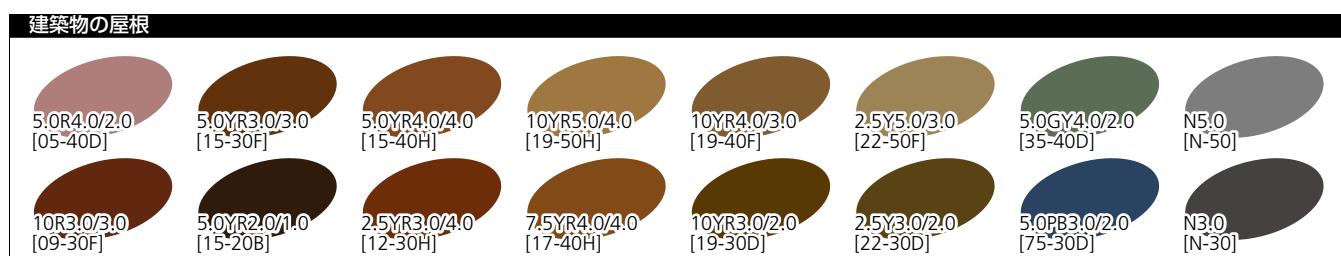
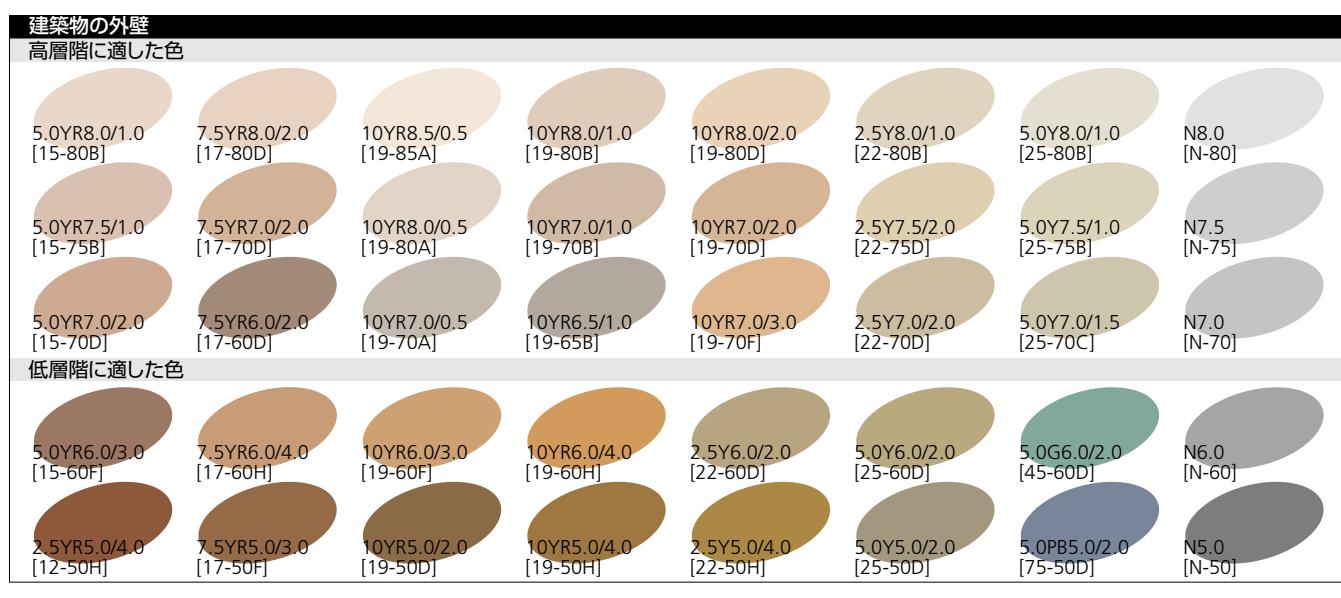
大規模建築物の色彩は、遠くからも目立ち周辺に与える影響が大きいことから、周囲から突出しやすい派手な色彩や、足元のまち並みに威圧感を与える暗い色彩を避け、そのスケール感を軽減するような配色の工夫を取り入れることが大切です。

また、低層部については、周囲のまち並みとの連続性を考慮し、にぎわいを感じさせる色彩や四季折々の草花などにより、活気やうるおいを演出する工夫も大切です。



色彩基準に適合した色彩の例

(上段：マンセル記号、下段：日本塗料工業会標準色見本帳番号)



光と色彩3

コラム
Column…LEDなどによる
動く広告物

近年、青色LED（発光ダイオード）の発明や普及などの技術革新により、駅周辺や幹線道路などに、フルカラーの映像パネルを取り込んだ動く屋外広告物が設置されるようになりました。

映像を使った広告物は、ひとつの画面で多様な情報を提供することができるなど、従来の固定式の看板にはない、楽しさと機能をもっています。

一方、こうした動きのある情報は人の注意を集めやすく、沿道などでは信号や交通標識の妨げとなり、交通安全を脅かす要因にもなりかねません。

特に動きの激しい映像や強い点滅を伴う映像などは、周囲に与える影響も大きくなるため、屋内に設置したり、時間を区切って映像を流すなど、景観や安全性の確保に考慮した設置・運営計画を検討することが必要です。



信号や交通標識よりも動く映像が気になる（他市事例）

町田市景観計画による色彩の基準

景観計画による届出対象行為と規模

【建築物の建築等】

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

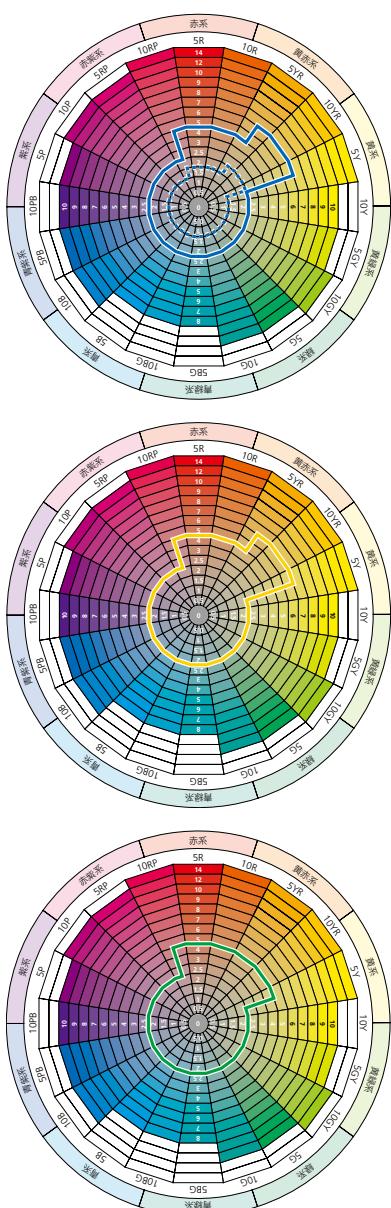
- ・高さ：45m以上 または 延べ面積：15,000m²以上

【工作物の建設等】

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

- ・高さ：45m以上 または 築造面積：15,000m²以上

色相ごとの彩度許容範囲



凡例

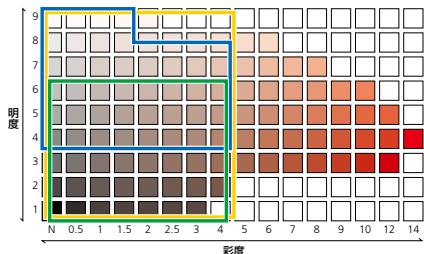
外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)

強調色の使用可能範囲
(外壁各面の1/5以下で使用可能)

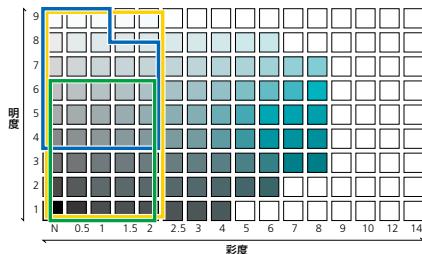
屋根色の使用可能範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR～4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下
強調色	OR～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y	—	6以下
	その他	—	2以下
屋根色(勾配屋根)	OR～5.0Y	6以下	4以下
	その他	—	2以下

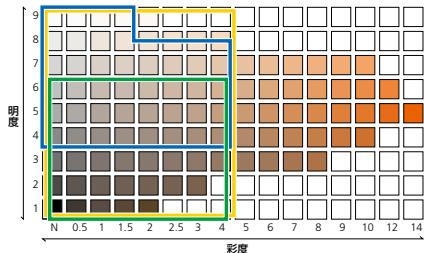
R(赤)系の色相



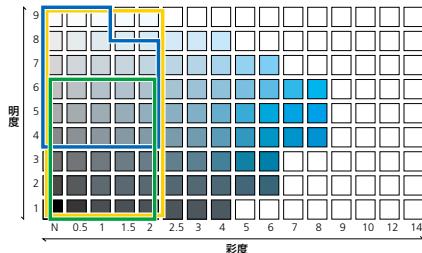
BG(青緑)系の色相



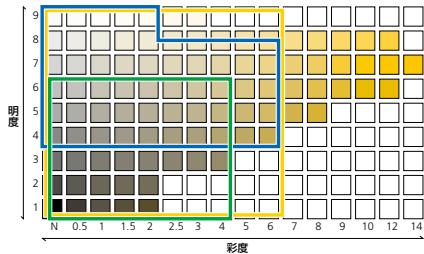
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



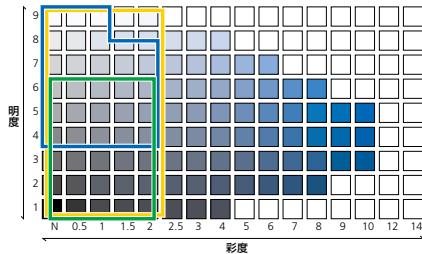
B(青)系の色相



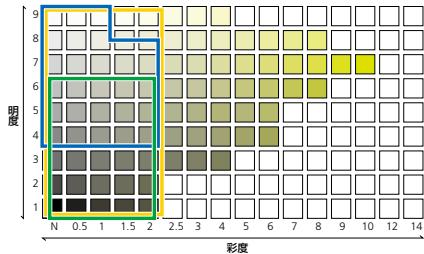
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



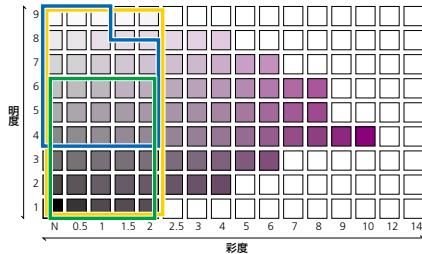
PB(青紫)系の色相



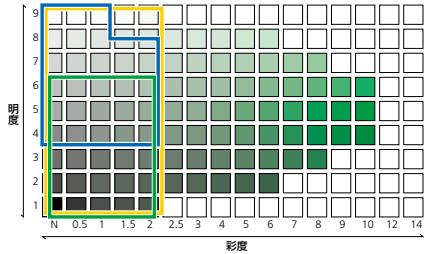
5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



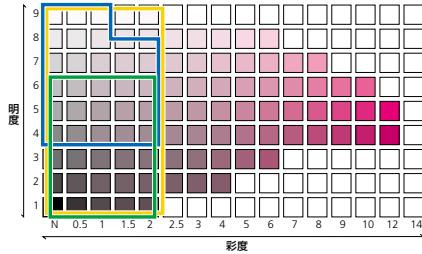
P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



色彩景観の基本的な考え方

豊かな緑と調和した風格ある色彩景観の形成

小野路宿通り景観形成誘導地区では、地区内の歴史的建築物に見られる配色を継承するとともに、豊かな緑に調和した色彩景観を形成するため、自然素材の色彩と共に通性をもち、風格が感じられる、暖色系の中・低彩度色に誘導します。

建築物の色彩とともに門や塀、擁壁なども風情ある景観を彩る大切な要素です。自然素材を活かし、色彩に統一感をもたせるなど、まちをつなぐ配慮が大切です。



色彩基準に適合した色彩の例

(上段：マンセル記号、下段：日本塗料工業会標準色見本帳番号)

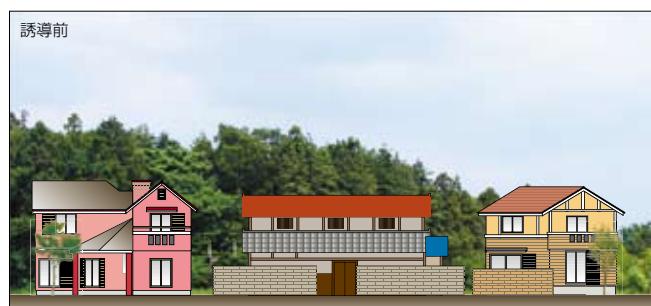
建築物の外壁

5.0YR7.5/1.0 [15-75B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	N8.0 [N-80]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	N7.0 [N-70]
5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.5/0.5 [19-65A]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5.0Y7.0/1.5 [25-70C]	N6.5 [N-65]
5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]	5.0Y6.0/2.0 [25-60D]	N6.0 [N-60]
5.0YR3.0/2.0 [15-30D]	7.5YR3.0/3.0 [17-30F]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	10YR3.0/2.0 [19-50D]	2.5Y4.0/2.0 [22-40D]	5.0Y5.0/2.0 [25-50D]	N4.0 [N-40]

建築物の屋根

10R2.0/2.0 [09-20D]	5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	N4.0 [N-40]
10R2.0/1.0 [09-20B]	5.0YR2.0/1.0 [15-20B]	7.5YR3.0/3.0 [17-30F]	10YR3.0/0.5 [19-30A]	10YR2.0/1.0 [19-20B]	2.5Y3.0/1.0 [22-30B]	5.0PB3.0/2.0 [75-30D]	N3.0 [N-30]

景観形成のイメージ



小野路宿通りは、矢倉沢往還の宿場としての面影を今に残す風情あるまち並みです。建築物等の色彩は、庭木や丘陵地の緑が映える暖色系の落ち着いた色彩を基本とします。また、既存の建築物等を塗り替える際に、歴史的建築物と同様の色彩にそろえたり、石積みの外構や風格のある塀など建物外部の外壁を充実させることも大切です。町田市民のふるさとになるような風格のある景観をみなさんの協力で育みましょう。

町田市景観計画による色彩の基準

景観計画による届出対象行為と規模

【建築物の建築等】

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

- ・延べ面積>10m²

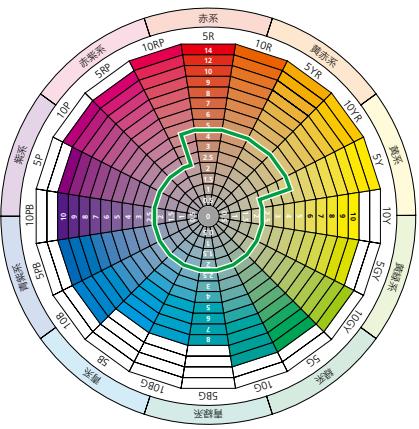
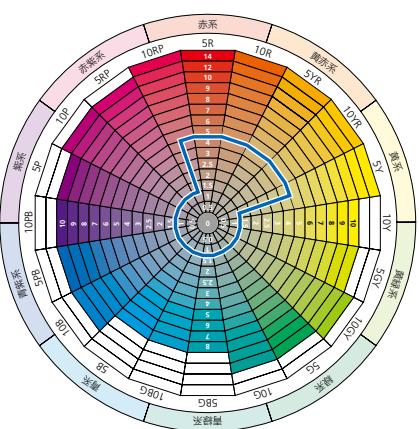
【工作物の建設等】

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

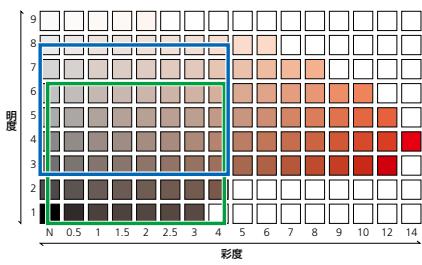
- ・高さ>1.5m など

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	OR～4.9YR	3以上8.5未満	4以下
	5.0YR～5.0Y		
	その他		1以下
屋根色(勾配屋根)	OR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

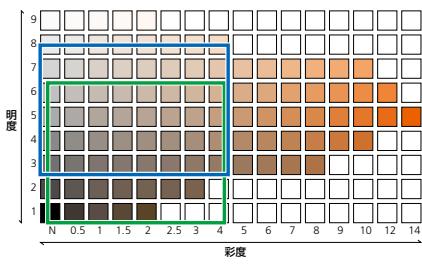
■ 色相ごとの彩度許容範囲



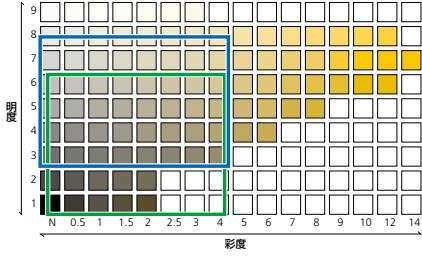
R(赤)系の色相



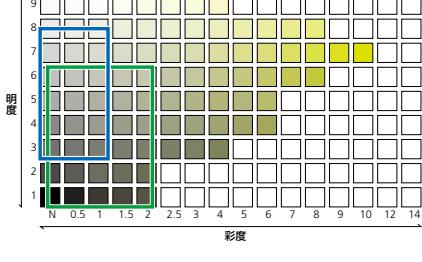
0YR～4.9YR(黄赤)系の色相



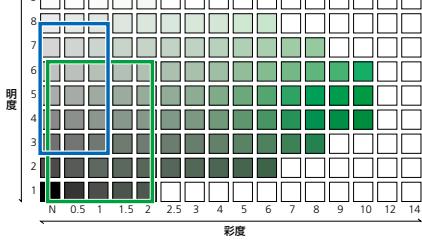
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



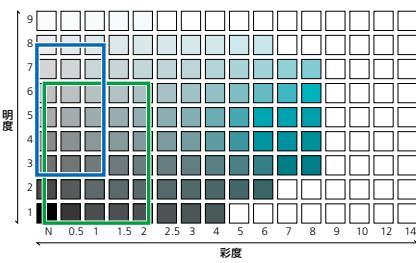
5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



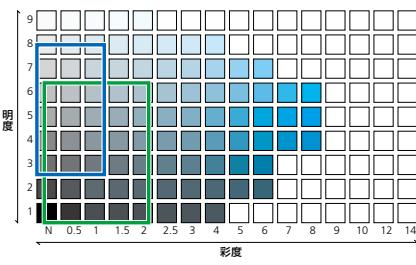
G(緑)系の色相



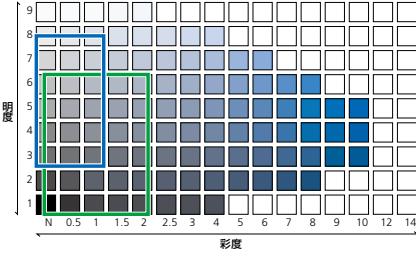
BG(青緑)系の色相



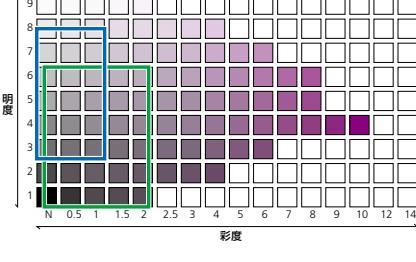
B(青)系の色相



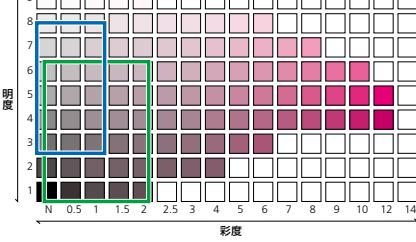
PB(青紫)系の色相



P(紫)系の色相



RP(赤紫)系の色相



凡例



外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)



屋根色の使用可能範囲

08-2 景観形成誘導地区の色彩基準…町田駅前通り 景観形成誘導地区

Color Scape Guidelines for Machida City

色彩景観の基本的な考え方

市の顔にふさわしい暖かく洗練された色彩景観の形成

町田駅前通り景観形成誘導地区では、沿道の建築物のほとんどが暖色系色相を基調としている現況をふまえ、基本色の色相を暖色系又は無彩色の範囲に限定し、商業地としての華やかさの中にも暖かく洗練された色彩に誘導します。

「市の顔」として落ち着きやまちの基調となっている「暖かさ」を感じられる沿道景観を形成するため、高い位置の広告物等はできるだけ控えるよう配慮します。



色彩基準に適合した色彩の例

(上段：マンセル記号、下段：日本塗料工業会標準色見本帳番号)

建築物の外壁							
5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	5.0Y8.0/1.0 [25-80B]	N9.0 [N-90]
5.0YR7.5/1.0 [15-75B]	7.5YR7.0/4.0 [17-70H]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.5/2.0 [22-75D]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	N8.0 [N-80]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	10YR7.0/0.5 [19-70A]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	5.0Y7.0/1.5 [25-70C]	N7.5 [N-75]
5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.5/0.5 [19-65A]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5.0Y6.0/2.0 [25-60D]	N7.0 [N-70]
5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]	5.0Y5.0/2.0 [25-50D]	N6.0 [N-60]

建築物の屋根							
5.0R4.0/2.0 [05-40D]	5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	5.0YR4.0/4.0 [15-40H]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]	5.0GY4.0/2.0 [35-40D]	N5.0 [N-50]
10R3.0/3.0 [09-30F]	5.0YR2.0/1.0 [15-20B]	2.5YR3.0/4.0 [12-30H]	7.5YR4.0/4.0 [17-40H]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y3.0/2.0 [22-30D]	5.0PB3.0/2.0 [75-30D]	N3.0 [N-30]

景観形成のイメージ



町田駅前通りは、町田駅から新しい市役所へつながり「まちの顔」ともいえる場所にあたります。建築物等の色彩は現況の特長を継承し、落ち着いた暖色系の色彩を基本とします。また、屋外広告物については、過度の表現とならないように地色に高彩度色を用いることを避け、大きさを抑えるとともに場所や数量など建築物への収まりも考慮します。敷地内の緑化もまち並みにうるおいを与える重要な要素です。

町田市景観計画による色彩の基準

景観計画による届出対象行為と規模

【建築物の建築等】

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

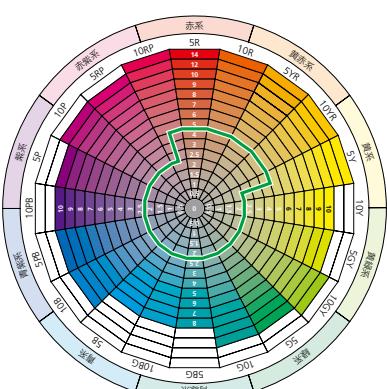
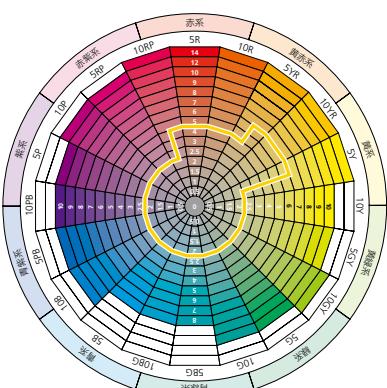
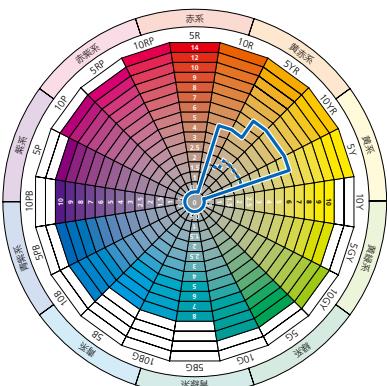
- ・高さ $\geq 10m$
- ・集合住宅で戸数が9戸以上のもの
- ・延べ面積 $\geq 1,000 m^2$

【工作物の建設等】

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

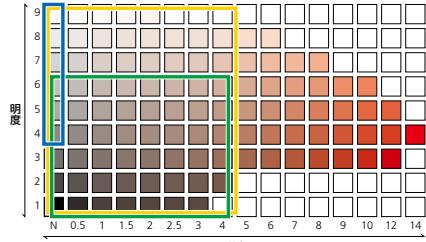
- ・高さ $\geq 10m$ など

■ 色相ごとの彩度許容範囲

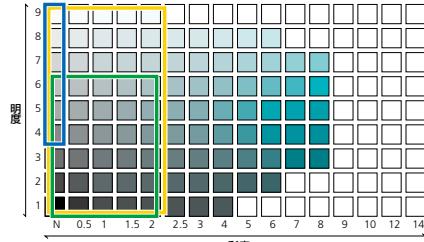


基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	10R～4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下
	その他	4以上の場合	0以下
強調色	0R～4.9YR	—	4以下 6以下 2以下
	5.0YR～5.0Y	—	
	その他	—	
屋根色(勾配屋根)	0R～5.0Y	6以下	4以下
	その他	—	2以下

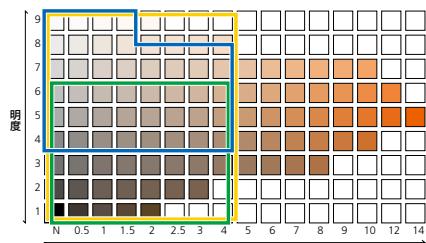
R(赤)系の色相



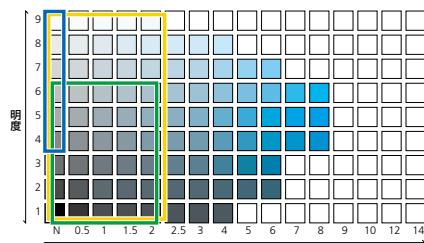
BG(青緑)系の色相



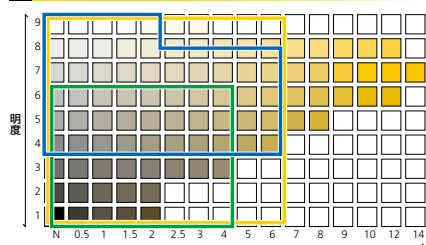
0YR(10R)～4.9YR(黄赤)系の色相



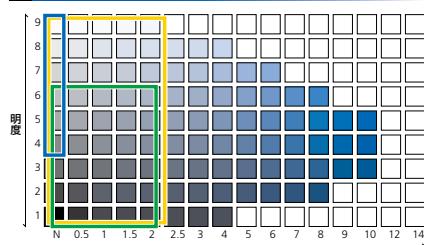
B(青)系の色相



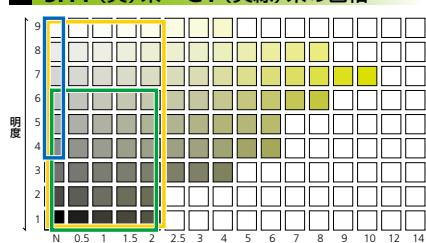
5YR(黄赤)～5Y(黄)系の色相



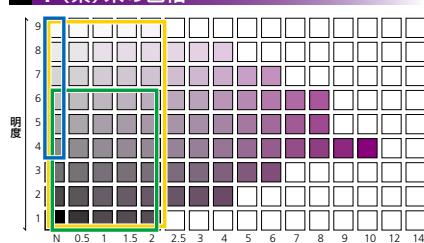
PB(青紫)系の色相



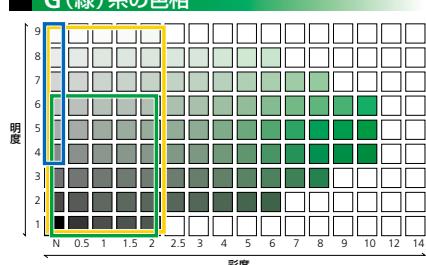
5.1Y(黄)系～GY(黄緑)系の色相



P(紫)系の色相



G(緑)系の色相



RP(赤紫)系の色相



凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)
- 強調色の使用可能範囲
(外壁各面の1/5以下で使用可能)
- 屋根色の使用可能範囲

色彩景観の基本的な考え方

にぎわいの中にも秩序が感じられる沿道の色彩景観の形成

多摩境通り景観形成誘導地区では、新しい幹線道路としてのにぎわいの中にも一定の秩序が感じられるまち並み景観を形成するため、高彩度色を避け、周辺の緑や住環境に調和した中・低彩度色に誘導を図ります。

沿道の広告物等は高さや色彩表現が突出しないよう配慮し、接道部には季節感のある植栽を施すなど来訪者の眼を楽しませる工夫も大切です。



色彩基準に適合した色彩の例

(上段：マンセル記号、下段：日本塗料工業会標準色見本帳番号)

建築物の外壁									
5.0YR8.0/2.0 [15-80D]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	2.5Y8.0/4.0 [22-80H]	5.0Y8.5/0.5 [25-85A]	5.0G7.0/2.0 [45-70D]	N9.0 [N-90]		
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR7.0/4.0 [17-70H]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y7.5/3.0 [22-75F]	5.0Y7.5/1.5 [25-75C]	5.0G6.0/2.0 [45-60D]	N8.0 [N-80]		
5.0YR7.0/4.0 [15-70H]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	2.5Y7.0/4.0 [22-70H]	5.0Y7.0/2.0 [25-70D]	5.0PB7.0/2.0 [75-70D]	N7.5 [N-75]		
5.0YR6.0/3.0 [15-60F]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	10YR6.0/4.0 [19-60H]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	5.0Y6.0/2.0 [25-60D]	5.0PB6.0/2.0 [75-60D]	N7.0 [N-70]		
2.5YR5.0/4.0 [12-50H]	7.5YR5.0/6.0 [17-50L]	10YR5.0/2.0 [19-50D]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	2.5Y5.0/4.0 [22-50H]	5.0Y5.0/2.0 [25-50D]	5.0PB5.0/2.0 [75-50D]	N6.0 [N-60]		

建築物の屋根							
5.0R4.0/2.0 [05-40D]	5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	5.0YR4.0/4.0 [15-40H]	10YR5.0/4.0 [19-50H]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]	5.0GY4.0/2.0 [35-40D]	N5.0 [N-50]
10R3.0/3.0 [09-30F]	5.0YR2.0/1.0 [15-20B]	2.5YR3.0/4.0 [12-30H]	7.5YR4.0/4.0 [17-40H]	10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y3.0/2.0 [22-30D]	5.0PB3.0/2.0 [75-30D]	N3.0 [N-30]

景観形成のイメージ



多摩境通りには、ロードサイド型のチェーン店をはじめ、様々な店舗や流通施設などが立地しており、それぞれの建築物が独自性や派手さを主張しすぎると、景観の秩序が失われてしまいます。快適で楽しい沿道景観を形成するため、建築物等の色彩は節度ある表現とし、広告物の大きさや色彩が過剰にならないように配慮して下さい。また、接道部は積極的に緑化し、うるおいのある景観形成に努めてください。

町田市景観計画による色彩の基準

景観計画による届出対象行為と規模

【建築物の建築等】

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

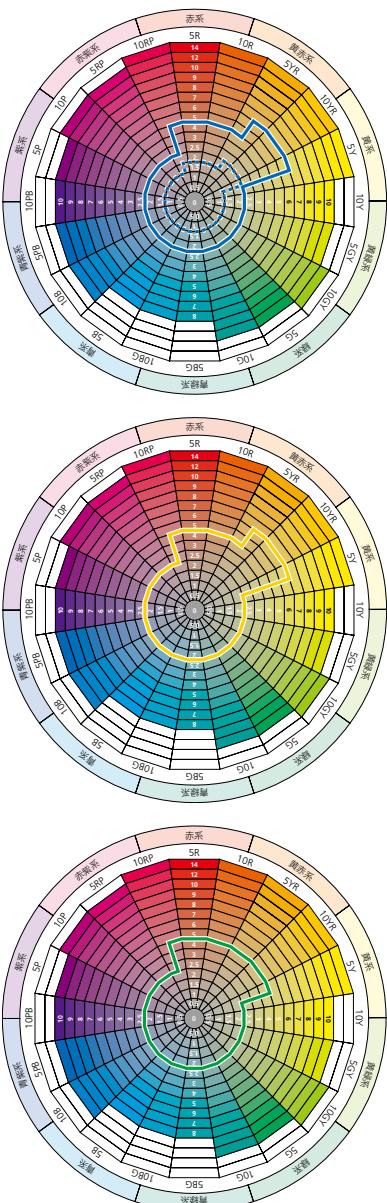
- ・高さ $\geq 10m$
- ・集合住宅で戸数が9戸以上のもの
- ・延べ面積 $\geq 1,000 m^2$

【工作物の建設等】

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で次のいずれかに該当するもの

- ・高さ $\geq 10m$ など

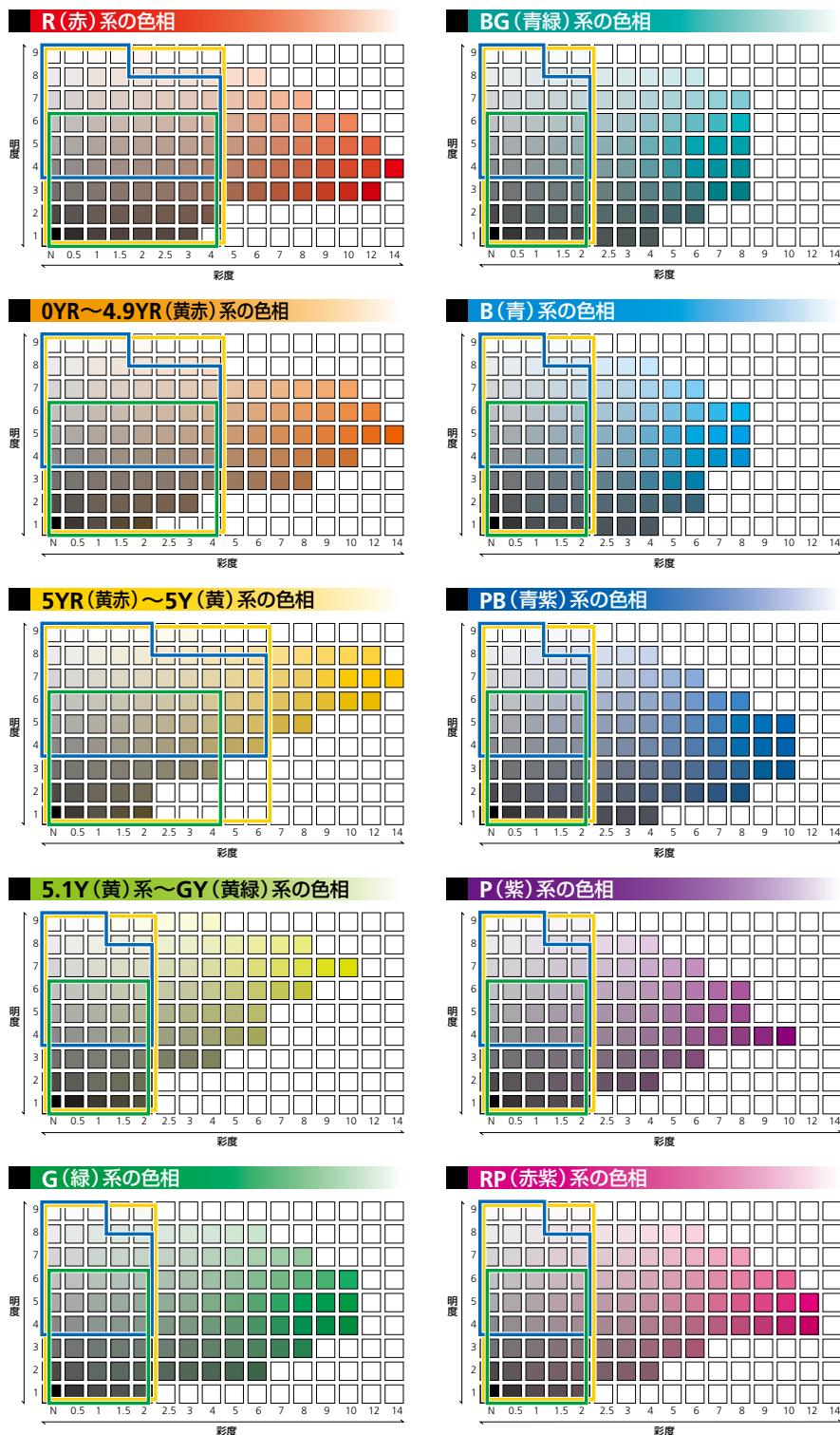
色相ごとの彩度許容範囲



凡例

- 外壁基本色の使用可能範囲
(外壁各面の4/5以上はこの範囲から選択)
- 強調色の使用可能範囲
(外壁各面の1/5以下で使用可能)
- 屋根色の使用可能範囲

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下
		8.5以上の場合	1以下
強調色	0R~4.9YR	—	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他	—	2以下
屋根色(勾配屋根)	0R~5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下



09 屋外広告物の色彩の考え方

Color Scape Guidelines for Machida City

屋外広告物の景観形成の方針

町田市景観計画では、屋外広告物の色彩等について、ゾーン・地区ごとに次のような方針を定めています。

屋外広告物の色彩は、その機能を満たすためにある程度目立たせる必要もありますが、設置場所や数量、表示内容や配色などによっては、景観を阻害する要因にもなりかねません。

町田市の景観を彩る重要な要素のひとつです。色彩の検討にあたっては、宣伝広告媒体としての機能と景観との調和を考慮し、地色に高彩度色を用いることを避けるなど、その表現が過剰にならないように配慮が必要です。

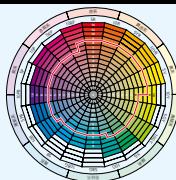
地域	景観計画における屋外広告物の方針
丘陵地ゾーン	<ul style="list-style-type: none">屋外広告物は、丘陵地の自然景観を阻害しないよう、規模や高さ等を抑えるとともに、位置や色彩などの表現に配慮する。規模の大きい屋外広告物や建築物の屋上に設置する屋外広告物については、建築物との一体性のある色彩表現に配慮するとともに、その地色に高彩度色を用いることを避ける。
住まい共生ゾーン	<ul style="list-style-type: none">屋外広告物は、落ち着いた住環境を阻害しないよう、規模や高さ等を抑えるとともに、位置や色彩などの表現に配慮する。規模の大きい屋外広告物や建築物の屋上に設置する屋外広告物については、建築物との一体性のある色彩表現に配慮するとともに、その地色に高彩度色を用いることを避ける。
にぎわいゾーン	<ul style="list-style-type: none">屋外広告物は、周辺のまち並みから突出しないよう、規模や高さ、位置などに配慮するとともに、色彩や意匠について過剰な表現を避ける。
小野路宿通り景観形成誘導地区	<ul style="list-style-type: none">屋外広告物の色彩は、地区の歴史や自然を生かし、積極的に木材を用いるなど風格を感じさせる落ち着いた表現とし、その地色に高彩度色を用いることを避ける。
町田駅前通り景観形成誘導地区	<ul style="list-style-type: none">屋外広告物の色彩は、品格あるまち並みから突出しないよう配慮し、特に規模の大きい屋外広告物や建築物の高層部、屋上に設置する屋外広告物については、建築物との一体性のある色彩表現に配慮するとともに、その地色に高彩度色を用いることを避ける。
多摩境通り景観形成誘導地区	<ul style="list-style-type: none">屋外広告物の色彩は、落ち着いたまち並みから突出しないよう配慮し、特に規模の大きい屋外広告物や建築物の屋上に設置する屋外広告物については、建築物との一体性のある色彩表現に配慮するとともに、その地色に高彩度色を用いることを避ける。

凡例

地色： 屋外広告物の表示面において、全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のこと。

高彩度色：赤や黄、緑、青、紫などの派手な色彩のほか、各色相の最高彩度のおおむね2/3を超える鮮やかな色彩のこと。

高彩度色のイメージ：右図のうち赤い枠の外側にある色彩



景観に配慮した屋外広告物のイメージ

高彩度色の面積を抑える



文字色と地色を反転させる



落ち着いた地色や素材色を用いる



集合化し情報の質や量をそろえる



公共施設の色彩の基本的な考え方

ここでは、道路、河川、公園等で国または公共団体が執行するものを主な対象とします。公共施設の新設にあたっては、既存の景観との調和を図りながら、地域の自然や歴史などを生かしたり、地域の新しい顔となるような新しいデザインを導入するなど、周辺のまち並みを先導する質の高い色彩を検討することが大切です。

公共施設の色彩選定にあたっては次のような視点が必要です。

- 1 総合性：個別対象ばかりに目を向けず、トータルな景観の充実を目標として関係機関の連携のもとに色彩を検討する。
- 2 地域性：周囲の景観資源や土地利用等を加味し、必要に応じて市民の意向を探り入れ、地域にふさわしい色彩を選定する。
- 3 一貫性：新規事業では十分な検討を行い、色彩の選定根拠を明らかにする。また、継続事業では従前の色彩を継承する。
- 4 普遍性：新しい技術等を取り入れながらも、一過性の流行にとらわれることなく、普遍性のある色彩選択を基本とする。
- 5 親和性：路面舗装や柵、小規模な橋梁などは、周囲になじむ落ち着いた低彩度色を基本とし、背景としての景観を整える。

道路及び道路上工作物等の色彩

路面舗装の色彩

路面舗装の色彩は景観の中で非常に大きな面積を占めることから、地域の景観の背景となる落ち着いた色彩を基本に選定し、過剰なパターン貼りなどは避けるようにします。



落ち着いた暖色系・低彩度色でまとめた路面舗装の例

柵類、柱類の色彩

防護柵や照明柱などの色彩は、周囲のまち並みの状況等を加味し、[景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(国土交通省)](下表参照)などを基本に検討します。

基本とする色の名称	標準マンセル値
ダークブラウン (こげ茶色)	10YR2.0/1.0程度
グレーベージュ (薄灰茶色)	10YR6.0/1.0程度
ダークグレー (濃灰色)	10YR3.0/0.2程度

景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインによる基本色

配電盤等の色彩

柵類や柱類などと色相や色調をそろえ、落ち着いた色彩でまとめることが基本です。設置場所によって、低明度色は威圧感を与えるため、避けた方がよい場合があります。



背景のみどりと調和したダークブラウンの配電盤

橋梁等河川関連の公共施設の色彩

橋梁等の色彩

小規模な橋梁等は、周囲になじむ低彩度色を基本とします。また、コンクリートや石材等の素材色を生かし、水辺の自然と調和させることも大切です。



桜並木に同化した落ち着いた柵や橋梁の色彩（成瀬・恩田川）

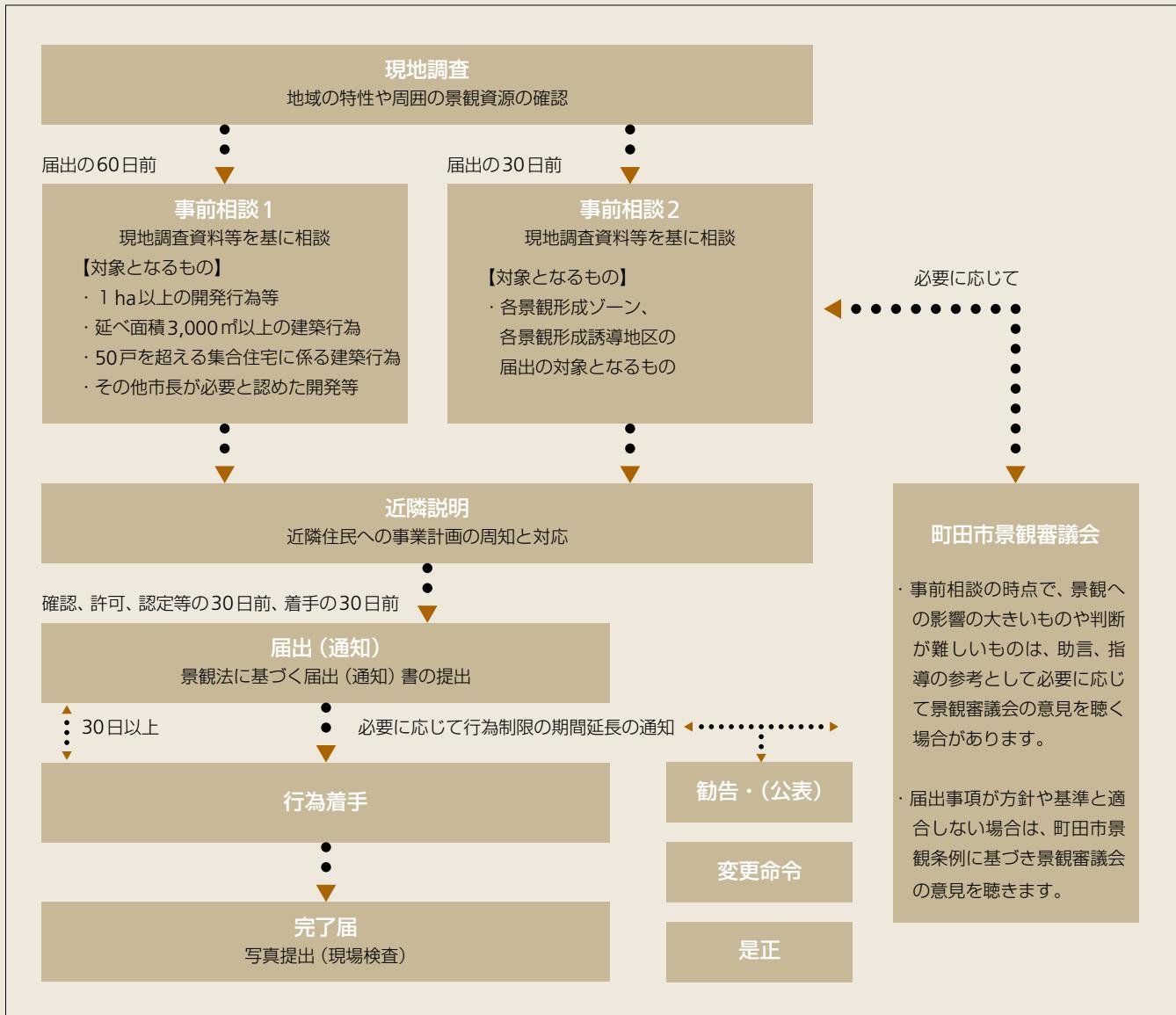
柵類の色彩

水辺の自然が生き生きと映るように、落ち着いた低彩度色を基本とします。



周囲の自然を引き立てる木製のデッキや柵（小山田・鶴見川）

事前相談・届出（通知）の流れ



町田市景観色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines for Machida City

● 発行年月

2010年3月

● 発行者

町田市 都市づくり部 まちづくり推進課
〒194-8520 町田市中町一丁目20番23号
tel.042-722-3111（代表）
URL <http://www.city.machida.tokyo.jp>

● 刊行物番号

09-88

● 編集・印刷

株式会社カラープランニングセンター

色彩の届出にあたっては、使用予定の外装材料の色彩について、できるだけマンセル値で提示するようにしてください。
マンセル値による届出が困難な場合は、外装材料のサンプルなど、できるだけ正確な色彩を提示してください。

なお、この冊子ではできるだけ正確な色再現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセル値と図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。